

令和2年から3年までの冬期の大雪による被災農林漁業者への支援対策について

令和3年2月2日
農林水産省
環境省
総務省

令和2年12月からの大雪により、東北及び北陸地方を中心に、農業用ハウスや畜舎等の倒壊、果樹の枝折れ、倒伏など、多くの被害が発生した。

このため、被災された農林漁業者の不安に応え、一日も早く経営再開ができるように、以下の対策を講ずる。

1 共済金等の早期支払

農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の早期支払を実施。また、収入保険について、加入者からの申請に応じ、速やかにつなぎ融資を実施。

2 災害関連資金の措置

被災農林漁業者が意欲を持って経営を再開できるように、長期・低利の農林漁業セーフティネット資金等により支援。

また、以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるように、関係金融機関に要請
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるように、関係金融機関に要請

3 農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援

- (1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）（優先採択）を活用し、被災した地域の担い手に対し、農業経営の改善に必要な農業用ハウスの導入や露地栽培への転換に伴う農地の改良等に要する経費を助成。（被災した施設の撤去を併せて行う場合は、当該撤去も含む。）
- (2) 被災を機に作物転換、規模拡大及び施設の強靭化等に取り組む産地に対し、簡易な農業用ハウス、果樹棚等の設置・補強に必要な資材導入や農業機械等のリース導入等に要する経費を助成。
- (3) 被災した共同利用施設等（乾燥調製施設等）及び卸売市場施設の再建・修繕や、被災を機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成
- (4) 農業用ハウス用資材などの円滑な供給が行われるように、農業資材メーカー等に逐次情報提供。

なお、(1)、(2)及び(3)の支援は、再建後の施設について、利用者が園芸施設共済等の保険に入ることが前提。

4 経営再開、経営継続に向けた支援

- (1) 被災に伴い必要となる追加的な防除・施肥、追加的な種子・種苗・融雪剤や樹体の修復用資材等の確保、作物残さ等の撤去、被災した地域への種苗の融通のための輸送等に要する経費を助成。
- (2) 被害果樹の植替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費等を助成。
- (3) 簡易畜舎等の整備、畜舎・鶏舎*等の簡易な修理、死亡した繁殖用家畜・乳用牛の代替家畜の導入、乳房炎の治療・予防管理等の支援及び牛・豚マルキンの生産者負担金の納付猶予等を実施。
*大雪により被災した鶏舎における鳥インフルエンザの侵入防止を図るための対応。
- (4) 農業次世代人材投資事業について、被災により農作業を行えない場合、復旧作業を研修や農業生産等の従事日数に加えられること、一定の研修や農業生産等の従事日数を確保できない場合には、当該休止期間に相当する期間、交付期間を延長することができる取扱い等を周知。

また、新規就農者向けの無利子資金（青年等就農資金）について円滑な融通や償還猶予などの措置を適切に講じるように、関係金融機関に要請済み。

5 災害復旧事業等の促進

農地・農業用施設、共同利用施設、及び森林関係、漁港施設等の農林漁業関係の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援

6 鳥獣被害防止施設の復旧等の支援

被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。

7 林野関係被害に対する支援

- (1) 雪崩被害地等の復旧整備や、被災した森林の被害木の伐採・搬出、被害地への人工造林等を支援。
- (2) 被災した木材加工流通施設の復旧や棄損した施設の撤去に要する経費を助成。
- (3) 被災した特用林産振興施設等について、特用林産物やコンテナ苗の生産に必要なハウス・機械等の再建・修繕、棄損した施設の撤去及び生産資材の導入に要する経費を助成。

なお、(3)の支援は、再建後の施設等について、利用者が園芸施設共済等に入ることが前提。

8 水産関係被害に対する支援

- (1) 被災した漁船について、漁船保険や融資での対応を行うとともに、被災を機に収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に必要な漁具、漁船のリース方式による円滑な導入に要する経費を助成。

(2) 被災した共同利用施設（荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設、種苗生産施設等）の機能の向上を図るための新築、改築等に要する経費を助成。

9 災害廃棄物処理事業の周知

被災した農業用ハウス等の農林水産関係の災害廃棄物は、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることについて、農林水産省と環境省が連携して市町村農林水産担当部局及び廃棄物担当部局や関係団体等に周知。

10 地方財政措置による支援

関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、上記の対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応。

以上のはか、近年多発する自然災害に対して、農林漁業者自らに備えてもらう観点から、地方公共団体及び関係団体と連携の上、本支援対策の実行時を含め、様々な機会を活用して、引き続き農業共済、収入保険、森林保険、漁業共済、漁船保険等への加入を促進していく。

※ 3 (1)、3 (2)、3 (3)、4 (3)、7 (2) 及び7 (3)については、別紙の留意事項を参照。

(別紙)

農林業用ハウス・農林業機械の導入、共同利用施設及び卸売市場施設の修繕の事前着工等における留意事項

農林業用ハウス・農林業機械の導入、共同利用施設及び卸売市場施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設の場合は施設ごと）に、次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- （1）施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- （2）事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

令和2年から3年までの冬期の大雪に係る支援対策のポイント

令和3年2月

農林水産省

目 次

被害の特徴と支援対策の考え方	1
支援対策の概要	2
農業用ハウスの再建・修繕等への支援の基本的な考え方	3
被災した農業用ハウス(パイプハウス)の支援対策	
・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ(優先採択))	4
・持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)	4
被災した共同利用施設等の再建・修繕や暴風雪や台風にも強い耐候性ハウスの導入	5
被災した農業用ハウス等の廃棄物の処理	6
農業用ハウスの補強	7
自然災害に予め備えた園芸産地をつくるための支援	8
被災した農業用ハウス等の事前着工と査定前着工	9
被災した畜舎の再建やへい死した家畜の再導入	10
被災した農業機械の修繕・再取得・リース導入	11
被災した果樹の修復、果樹棚の再建、植替え(改植)	12
被災した農作物(育苗ハウスの倒壊による影響も含む)向けの支援	13
林野関係に対する支援	14
水産業への被害に対する支援	15
いつでも加入できます！万一に備える園芸施設共済	16
経営を守る強い味方！収入保険制度	17
お問い合わせ先・相談窓口・説明会開催のご用命はこちらへ！	18

被害の特徴と支援対策の考え方

被害の特徴

- 令和2年12月からの大雪により、東北、北陸地方を中心に、北海道、関東、東海、近畿、中国、四国、九州でも、農業用ハウスや畜舎等の倒壊、果樹の枝折れ、倒伏など、多くの被害が発生

・積雪により倒壊したハウス



・積雪により倒壊したハウス内



・積雪による牛舎の倒壊



・積雪による樹木の枝折れ



支援対策の考え方

- 一日でも早い農林漁業者の経営再建に向けきめ細やかな支援を実施

- ①被災した農業用ハウスや畜舎等の再建・修繕と、併せて行う撤去に必要な経費を支援
また、事前着工による早期の復旧を促進
- ②果樹の枝折れに対する修復や、倒伏等に伴って植替え(改植)に必要な経費を支援
- ③農作物の被害や育苗ハウスの倒壊に伴い、追加的な防除・施肥、種子・種苗・融雪剤等の確保に必要な経費を支援
周辺の育苗施設から被災地域へ水稻等の種苗を融通するための輸送に要する経費も支援

支援対策の概要

- 令和2年12月からの大雪により、東北及び北陸地方を中心に、農業用ハウスや畜舎等の倒壊、果樹の枝折れ、倒伏など多くの被害が発生。
- 一日でも早い農林漁業者の経営再建に向け、①農業用ハウス、共同利用施設、畜舎、農業機械等の復旧、②果樹を含む農作物被害等への支援、③林野、水産関係に係る支援を行う。

経営再建に向けた支援

【共済金等、災害関連資金の措置】

- 共済金の早期支払い、収入保険のつなぎ融資
- 長期・低利の農林漁業セーフティネット資金等により支援（円滑な新規融資、償還猶予等の措置を関係金融機関に要請）

【農業用ハウス、共同利用施設、畜舎、農業機械等の復旧】

- 農業用ハウスの再建・修繕等の経費を支援
(補助率：共済金の国費相当額と合わせて1/2以内)
- 簡易な農業用ハウス・果樹棚等の資材費、農業機械等の修繕・再取得・リース導入の経費を支援（補助率1/2以内、3/10以内）
- 共同利用施設（乾燥調製施設等）や卸売市場施設の再建・修繕、共同利用する耐候性ハウスの導入等の経費を支援（補助率1/2以内）
- 畜舎・鶏舎（鳥インフルエンザ対応）の補改修、家畜導入等に要する経費の支援（補助率1/2以内）
- 農業用ハウスの再建と併せて行う撤去、共同利用施設等の再建の前提となる損壊した施設の撤去等の経費を支援
- 農業用ハウス等の災害廃棄物は、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることの周知



林野関係に対する支援

- 雪崩被害地等の復旧整備や、被災した森林の被害木の伐採・搬出、被害地への人工造林等を支援（補助率2/3等）
- 被災した木材加工流通施設や特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設の撤去・復旧・整備等を支援（補助率1/2）
- 林業・木材産業者への金融支援を実施



被災した特用林産振興施設

【早期復旧を促進】

- 農業用ハウスや畜舎等の事前着工や査定前着工制度の活用による早期復旧を支援

【育苗ハウスの倒壊等により影響を受ける農作物被害等への支援】

- 被災に伴い必要となる追加防除・施肥、追加的な種子・種苗・融雪剤等の確保、作物残さの撤去、乾燥調製施設等の簡易な補修等に要する経費、水稻等の種苗を融通するために必要な輸送経費等の支援

※資材の調達：補助率1/2以内、栽培環境整備：補助率1/2以内等

施設の仮復旧：補助率1/2以内、周辺育苗施設の活用：7,000円/t以内

- 被害果樹の植替えやこれに伴う未収益期間に要する経費等を支援

※植替え：りんご、ぶどう、おうとう等 17万円/10a、
かんきつ類 23万円/10a等

未収益期間：22万円/10a



果樹の枝折れ被害

水産関係に対する支援

【被災した漁船に対する支援】

- 漁船保険の早期支払
- 融資等による支援
- 漁船のリース方式による導入を支援



転覆し、水没した漁船

【被災した共同利用施設に対する支援】

- 機能の向上を図るために新築、改築等を支援

農業用ハウスの再建・修繕等への支援の基本的な考え方

1日も早い復旧に向けて事前着工が可能です（P 9参照）

- 農業者が組織する団体等が申請します
- 3戸以上の農家が支援の対象です
- 自力施工を想定しているので、
施工費は支援対象となりませんが、
資材費の1/2以内を国が補助します

被災した農業用ハウス



- 市町村が事業主体です
- 地域の中心経営体等が支援の対象です
- ハウスメーカー等に発注できます
- 整備費の3/10以内を国が補助します
(園芸施設共済の国費分と合わせて上限1/2)
- 補助上限額は600万円/経営体です

- 農業者が組織する団体等が事業主体です
- 5名以上の農業従事者がいることが必要です
- ハウスメーカー等に発注できます
- 整備費の1/2以内を国が補助します

再建・修繕

（被災ハウスの撤去もセットで可能です）



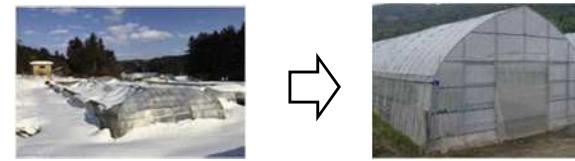
+ 補強、
融雪パイプ
の整備も可能

- 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）

P4
参照

再建・修繕

（被災ハウスの解体・撤去もセットで可能です）



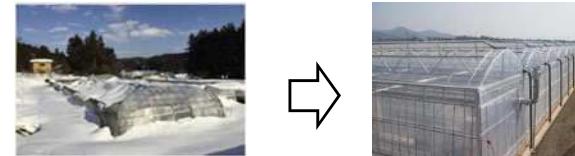
+ 補強、
融雪パイプ
の整備も可能

P4
参照

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
(地域担い手育成支援タイプ)

耐候性ハウスに建替

（被災ハウスの解体・撤去もセットで可能です）



P5
参照

- 整備費の目安 1,100 ~ 1,500万円/10a
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
(被災産地施設支援対策)

- 園芸施設共済に入っていれば、再建・修繕に必要な負担は大きく縮減できます
- 国の補助は、園芸施設共済の共済金の国費分と合わせて1/2が上限です
- 県や市町村の上乗せ補助があれば、被災農家の負担はさらに軽減されます

被災した農業用ハウス（パイプハウス）の支援対策

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）

○被災ハウスは優先的に採択します。

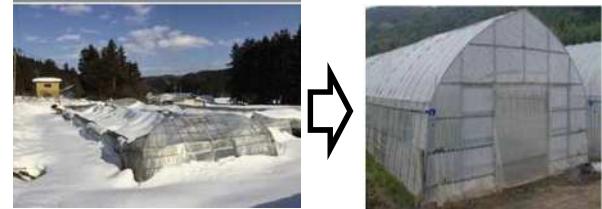
【補助上限額】 600万円／経営体(通常は300万円／経営体)

【事業実施主体】 市町村

【支援対象】 人・農地プランの中心経営体等

(融資又は地方公共団体の支援を受けていること)

【補助率】 3／10 〈園芸施設共済加入者〉 共済金の国費相当額を合わせて事業費の1/2相当
〈園芸施設共済非加入者〉 共済加入者への補助率が上限



○再建・修繕等と併せて行う撤去も可能です。 (→P 6 参照)

○補強や融雪パイプの導入も対象です。 (→P 7 参照)

○事前着工も可能です。 (→P 9 参照)

《耐用年数経過後の農業用ハウスの場合》

〔共済加入者〕	〔共済非加入者〕		
国 3/10	共済金 4/10	地方 3/10(※)	

国費額 1/2相当

《経過年数1年以内の農業用ハウスの場合》

〔共済加入者〕	〔共済非加入者〕		
国 1/10	共済金 8/10	地方 1/10 (※)	国 1/10 地方 3/10(※)

国費額 1/2相当

※ 地方公共団体の補助は事業費を越えない範囲で調整。(令和元年東日本台風では、山梨県、長野県は3/10補助を措置)

持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）

○自力施工を想定しており、資材費を補助します。

【支援対象】 農業者の組織する団体等

【補助率】 1／2以内

【補助上限額】 なし

○被災したハウス資材の処分費用も対象です（但し、解体費用は補助対象外です）。 (→P 6 参照)

○被災したハウスの補強や融雪パイプの導入も対象です。 (→P 7 参照)

○事前着工も可能です。 (→P 9 参照)

自力施工に関する詳しい情報はこちら

自力施工マニュアル（農林水産省HP）

URL: https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryoutu/engei/sise_tsu/attach/pdf/saigaitaisaku-16.pdf



支援対象となるハウスの要件は、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償等に加入することです

被災した共同利用施設等の再建・修繕や暴風雪や台風にも強い耐候性ハウスの導入

- 被災した共同利用施設等（乾燥調整施設等）の再建・修繕を支援
- また、被災した農業者の農地に、JAやJA出資法人のような農業者の団体が耐候性ハウスを建設して、被災農業者等にハウスをリース

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援対策）

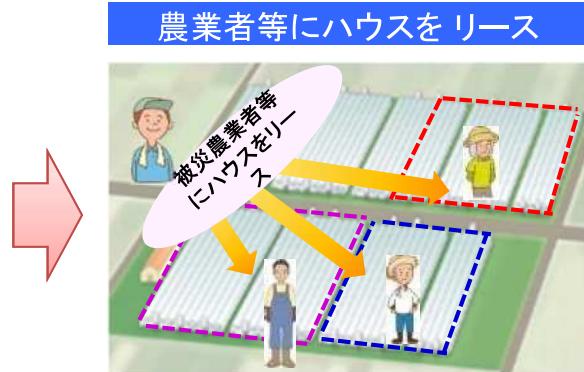
【事業実施主体】 農業者の組織する団体等
【支援対象】 受益農業従事者が5名以上
【補助率】 1／2以内
【補助上限額】 なし

- 解体・撤去も対象です。（→P 6 参照）
- 事前着工も可能です。（→P 9 参照）

ハウス団地（共同利用）を整備



農業者等にハウスをリース



※農業者自身が整備した場合、農業者の初年度負担は事業費の1/2となります。

JAまたはJA出資法人が整備し、農業者が賃借した場合、リース期間中、農業者が分割して料金を払うため、農業者の初年度負担を大幅に軽減することが可能です。

低成本耐候性ハウスとは

- 骨組みに鉄骨や角パイプを用いたハウス（基礎あり）
- 接合部分等の改良により、従来の鉄骨ハウスよりコストを抑え、耐候性を向上（耐雪重 50kg/m²）
- 整備費用 1,100～1,500万円／10a



※令和元年の台風第15号では、
パイプハウスは被害を受けたが、
低成本耐候性ハウスに被害はなかった。

被災した農業用ハウス等の廃棄物の処理

1. 事業概要

農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ハウス等の処理を支援。

2. 処理スキーム

(1) 集積所を経由する場合



【被災ハウスの解体から運搬まで業者発注(再建とセット)】

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ(優先採択)、被災産地施設支援対策)

【被災ハウス資材の収集から運搬まで業者発注】

- ・持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)

市町村が、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用し、被災ハウスの一体的収集(撤去を含む)、運搬及び処分

〔※補助対象事業について、市町村に対して国補助1/2、特別交付税を含めると90%の財政支援が可能〕

(2) 集積所を経由しない場合(ハウスの撤去を特に急ぐ必要がある等)



【被災ハウスの解体から処分まで業者発注(再建とセット)】

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ(優先採択)、被災産地施設支援対策)

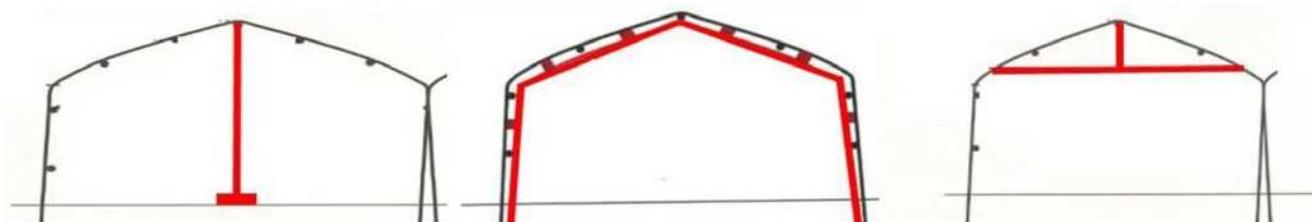
【被災ハウス資材の収集から処分まで業者発注】

- ・持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)

農業用ハウスの補強

- ハウスへの中柱、2重アーチや融雪用パイプの設置(資材)が支援の対象となります。

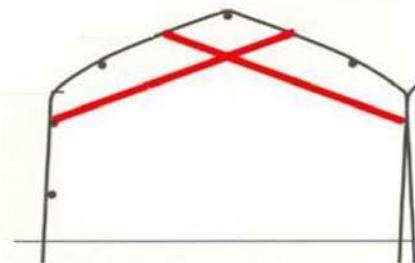
○補強等の例



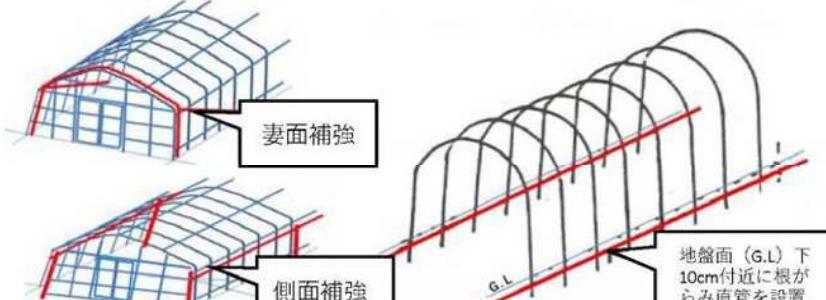
中柱の設置

2重アーチの設置

タイバーの設置



X型斜材の設置



妻面・側面の補強

根がらみの設置



融雪装置（加温機等）の設置

○強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)の優先採択

○持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)
(→P4参照)

→ 被災したハウス・施設が対象

○園芸産地における事業継続強化対策

・支援対象:ハウス本体の補強(施工費込み)、
防風ネットの設置、融雪装置等の導入

・補助率:1/2以内
(→P8参照)

→ 既存ハウス、被災して再建したハウスが対象

台風や大雪に備える技術対策
に関する詳しい情報はこちら

施設園芸の台風、大雪被害防止と
早期復旧対策（農林水産省HP）



URL:<http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html>

自然災害に予め備えた園芸産地をつくるための支援

- 自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、複数農業者で共同の事業継続計画(BCP)を策定し、計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備、ハウスの自力施工等の技能習得、ハウスの補強、融雪装置の導入等の取組を支援。

園芸産地における事業継続強化対策

大雪や台風・大雨、地震等の自然災害によって通常の農業生産が困難になるおそれ



・業務継続のため、地域の関係者が連携する体制を整備しておくことが重要

→産地での事業継続計画の策定と実践を加速化



【取組主体】

都道府県、市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体 等

【事業内容】

1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備

- 事業継続計画策定に向けた検討会の開催
- 非常時の協力体制整備に向けた検討会の開催
- 事業継続計画の推進に向けた講習会の開催及びマニュアル作成

【補助率：定額】



2 事業継続計画の実践

(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 【補助率：定額】

- 農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工講習会の開催
- 技能習得のために外部で行われる研修会等の受講
- 災害による被害が生じた後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証の取組



ハウス自力施工研修

災害復旧の取組実証

(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策 【補助率：1／2】

【対象：今後10年以上の利用が見込まれるハウス】

大雪・台風等によるハウスへの被害を軽減するための

- ハウス本体の補強（筋交い直管、タイバー、斜材、中柱等）
- 防風ネットの設置
- 耐候性を発揮させるための融雪装置等の導入
- 停電時の機能維持のための非常用電源の導入(共同利用に限る)



ハウスの補強

融雪装置

非常用電源の共同利用

【補助対象要件】

- ・都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。
- ・「2 (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策」の取組については、以下の全てを満たすこと。
 - ① 1の取組を併せて実施していること
 - ② 個々の経営体で事業継続計画を策定すること
 - ③ 取組対象者は収入保険に加入すること
 - ④ 対象施設が園芸施設共済又は民間保険に加入すること

被災した農業用ハウス等の事前着工と査定前着工

事前着工

○被害を受けた日以降の取組(着工)であれば、事業の計画承認等の手続き前でも事前着工が可能です。

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)
- ・持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)

【保存が必要な書類】

- ①施設の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書き物や写真
- ②作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

査定前着工

○施設を早急に復旧する必要がある場合、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる査定前着工が可能です。

事業名：災害復旧事業（農地・農業用用水路等、林道施設、漁港施設、共同利用施設）

【事前着工を行う際に保存が必要な書類】

- ①施設等の被災状況を事前に調査、撮影
- ②査定前工事の実施中の写真、契約書、工事費支払額等が確認できる証拠書類等

《査定前着工の事例（農地の復旧）》



早期復旧



《査定前着工の事例（水路の復旧）》



早期復旧



被災した畜舎の再建やへい死した家畜の再導入

畜舎や機械の被害に対する支援

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の優先採択

- 畜舎・畜産物処理加工施設・農業用機械の再建・修繕を支援 【補助率3／10以内】

- 初期投資の軽減に資する中古農機等の取得も対象

- 事前着工が可能（→P 9 参照）

※人・農地プランに位置づけられた中心経営体等であること



畜舎の再建

畜産経営災害総合対策緊急支援事業（A L I C事業）

- 畜舎・付帯施設・機械の簡易な修理 【補助率 1／2以内】

※自力施工の場合、資材費を補助 【補助率 1／2以内】

- 簡易畜舎の整備 【補助率 1／2以内】

- 事前着工が可能（→P 9 参照）

※【保存が必要な書類】を用意してください。



牛舎の補改修



堆肥舎の補改修

家畜の被害に対する支援

畜産経営災害総合対策緊急支援事業（A L I C事業）

- 被災によりへい死した家畜の再導入を支援

【補助率 1／2以内】

- [上限]
- ・乳用牛・肉用牛：妊娠牛 275千円以内/頭、
繁殖雌牛175千円以内/頭
 - ・養 豚 : 繁殖用豚(純粹種)100千円以内/頭、
繁殖用豚(交雑種)40千円以内/頭



- 乳房炎の治療・予防管理等 【補助率1／2以内等】

鳥インフルエンザの侵入防止を図るための対応

畜産経営災害総合対策緊急支援事業（A L I C事業）

- 鶏舎等の簡易な修理 【補助率 1／2以内】

※自力施工の場合、資材費を補助 【補助率 1／2以内】

- 家きんの緊急避難のための輸送、預託等

【補助率 1／2以内】

被災した農業機械の修繕・再取得・リース導入

修繕・再取得に対する支援

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の優先採択

- 農業機械の修繕・再取得を支援。
- 初期投資の軽減に資する中古農機等の取得も対象。
- 事前着工が可能（→P 9 参照）。

- ・支援要件：人・農地プランに位置付けられた中心経営体等であること
- ・補助率：国 3/10以内

国 3/10	地方 3/10(※)	
-----------	---------------	--

〔※令和元年8月の前線に伴う大雨では、佐賀県は3/10補助を措置〕

リース導入に対する支援

持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）

- 被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な農業機械等のリース導入を支援。
- 共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械等が対象。
- 初期投資の軽減に資する中古農機のリース導入も対象。
- 事前着工が可能（→P 9 参照）。

- ・支援要件：農家（3戸以上）
- ・補助率：国 1/2以内

国 1/2	※地方公共団体 の上乗せ可	手 数 料
----------	------------------	-------------

本体価格



[農業用機械の再取得]



被災した果樹の修復、果樹棚の再建、植替え（改植）

- 令和2年12月からの大雪により、果樹の枝折れ、倒伏等の被害が発生。
- 被害果樹の枝折れ等の修復、果樹棚の再建、植替え（改植）等の取組を支援。

今回の被害

大雪に伴う果樹の枝折れ、倒伏等の被害が発生



[樹園地への積雪（約1.7m）]



[枝折れ被害]

(1) 雪に埋没した枝を掘り起こし、枝折れ等の被害の程度に応じて修復（ボルト等による癒合）。

(2) 被害の程度が大きい場合は、被害果樹を植替え（改植）。

対策の内容

持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策・果樹産地再生支援対策）

（1）被災園地における樹体の修復等に向けた取組支援

- 営農再開に必要な融雪剤や樹体の修復用資材等の確保に要する経費 【1／2以内】
- 果樹棚の再建に必要な資材の確保に要する経費 【1／2以内】
(被災した果樹棚の撤去費用を含む)

（2）改植を行う園地の取組支援

- 改植経費（抜根、苗木の植栽等）

・ 慣行樹形：17万円/10a（りんご、ぶどう、おうとう、なし、もも等）
23万円/10a（かんきつ類）等

・ 省力樹形：73万円/10a（りんごの超高密植栽培）
53万円/10a（りんごの新わい化栽培）
100万円/10a（ぶどう、なし、もも等の根域制限栽培）
111万円/10a（かんきつの根域制限栽培）
33万円/10a（なし等のジョイント栽培）等



省力樹形の例
(りんごの超高密植栽培)

○ 未収益期間に要する経費

幼木管理に必要な肥料代・農薬代等：22万円/10a

被災した農作物（育苗ハウスの被害による影響も含む）向けの支援

- 令和2年12月からの大雪により、農作物の損傷、育苗ハウスの被災等が発生。追加的な防除・施肥や融雪剤等、周辺の育苗施設から被災地域へ水稻等の種苗を融通するための輸送に要する経費等を支援。

今回の被害

- 農業用ハウスが被災し、農作物の損傷等の被害が発生。
- 育苗ハウスが被災し、令和3年作で使用する種苗が不足するおそれ。



《農業用ハウスの倒壊によって損傷したアスパラ菜》



《被災した育苗ハウス》

営農再開に向けた支援

(持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策))

<資材の調達等支援>【1／2以内】

- 令和2年度から3年度までの間の早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗・融雪剤等の消費材に限る。）の購入経費並びに早期営農再開に必要な作業委託費及び農業機械等レンタル経費。

<栽培環境整備>

- 被災に伴い新たに必要になった作物残さ等の撤去により、次期作又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費。【作物残さ 1,500円/10a以内】
- 被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壤診断に必要な掛け増し経費。【1／2以内】

<施設の仮復旧>【1／2以内】

- 被災により機能が低下した乾燥調製施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費。

<周辺育苗施設の活用への支援>【7,000円/t以内】

- 周辺の育苗施設から被災地域への種苗の融通に必要な輸送経費。等

林野関係に対する支援

- 令和2年12月からの大雪に伴う雪崩等による森林被害や、積雪等による木材加工流通施設や特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設の被害が発生。
- 被災地の早期復旧・再度災害発生の防止を支援。

今回の被害

雪崩による森林被害



積雪による林業関係施設の被害



倒壊した特用林産振興施設等

雪崩被害地の復旧への支援

○治山事業

- ・概要：山地の雪崩等による災害を防止するための雪崩防止柵の設置等を支援
- ・事業主体：国、都道府県
- ・補助率：2／3等

○森林整備事業

- ・概要：被害木の伐採・搬出、被害地への人工造林等を支援
- ・事業主体：都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等
- ・補助率：1／2



雪崩防止柵等の設置イメージ

木材加工流通施設等の復旧への支援

○林業・木材産業成長産業化促進対策

- ・概要：被災した木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備や生産資材の導入に要する経費を支援。
- ・対象：木材加工流通施設、特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設
- ・補助率：1／2
(特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設は、1事業あたり約100万円以上、木材加工流通施設は、約500万円以上で支援可能)



特用林産振興施設

金融支援等

- ・農林漁業セーフティネット資金等により金融支援を実施
- ・森林保険における保険金の早期支払を実施
- ・保険継続契約の手続に係る締結期限を猶予

水産業への被害に対する支援

大雪により被害を受けた漁船・漁具、共同利用施設等の復旧等を支援。

大雪による被害（漁船・漁具）

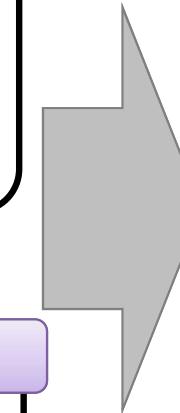


転覆し、水没した漁船

大雪による被害（共同利用施設）



屋根や柱が倒壊した船小屋



漁船・漁具等の復旧への支援

○漁船保険

- ・支援内容：漁船保険の加入者に対し、保険金を早期に支払う。

○水産業成長産業化沿岸地域創出事業

- ・概要：漁船・漁具等のリース方式による導入を支援
- ・対象：漁船、漁具等
- ・補助率：1／2以内

共同利用施設の復旧等への支援

○農林水産業共同利用施設災害復旧事業

- ・概要：漁協等が所有する共同利用施設の復旧を支援
- ・対象：漁協、地方公共団体等が所有する共同利用施設
- ・補助率：2／10（減価償却を考慮し施設の残存価値分に手当）

○浜の活力再生・成長促進交付金

- ・概要：共同利用施設の機能の向上を図るための新築、改築等を支援
- ・対象：漁協等が事業実施主体となる共同利用施設
- ・交付率：1／2, 4／10, 1／3等

経営再建のための長期・低利の資金の融資等による支援

○農林漁業セーフティネット資金：長期運転資金

○農林漁業施設資金（災害復旧）：漁船や共同利用施設の災害復旧のための資金

- ・経営再建のための長期・低利の資金の融資等による支援
- ・新規融資に係る円滑な融通・既往債務に係る償還猶予等について、
関係金融機関に要請

いつでも加入できます！万一に備える園芸施設共済

◎補償対象:ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等(※暖房器具、栽培棚などの附帯施設や撤去費用も補償の対象に追加可能)

◎補償対象とする事故:風水害、雪害などの自然災害(地震及び噴火を含む)の他、火災、航空機の墜落、車両の衝突なども幅広く補償

◎補償額:築年数に応じて補償額(新築時の資産価値の8~4割)を設定(※どんなに古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償)

特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償することが可能【令和2年9月から】

特約① 復旧費用特約(被覆材は補償対象外):復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約② 付保割合追加特約:新築時の資産価値の最大2割を補償

◎補償期間:1年間

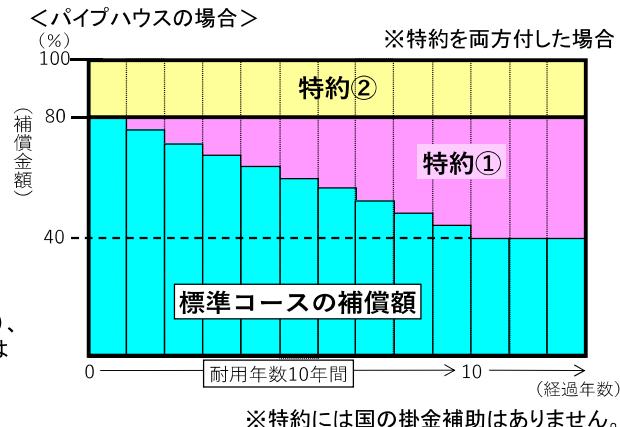
◎掛金:掛金の半分は国が負担(標準コース)

無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引き(最大5割引)

(パイプハウス(10a、4年経過)の掛金例)

標準コース	
掛金 26,500円	全損した場合の共済金 221万円

※試算の前提:パイプハウス(19mm)、4年経過(被覆材は毎年張替)、10a、新築時の資産価値312万円、現在価値額276万円、掛金率は全国平均、国が補助した後の農業者の掛金



【掛金の割引】

○小さな被害を補償範囲から外すことにより、掛金が大幅割引きになります。

小さな被害を補償範囲から外すコース	
損害額が10万円を超える場合に補償 掛金 14,800円 (44%割引)	
損害額が20万円を超える場合に補償 掛金 8,200円 (69%割引)	
損害額が50万円を超える場合に補償 掛金 2,900円 (89%割引)	
損害額が100万円を超える場合に補償 掛金 1,000円 (96%割引)	

全損した場合の
共済金
221万円
標準コースと
変わらない

○集団加入割引

生産部会等の集団で加入すると、掛金を5%割り引きます。

○太いパイプハウスの割引

太いパイプ(31.8mm以上)ハウスにすると、掛金が15%安くなります。

○耐用年数を大幅に超過した施設の除外

全棟加入が原則ですが、耐用年数を大幅に超過した施設(耐用年数の2.5倍)を補償範囲から外すことにより掛金を安くすることも可能です。

※試算の前提是標準コースと同じ。割引率は標準コースからの割引率。

経営を守る強い味方！収入保険制度

1 制度の概要

個別の品目ごとではなく、農業者の収入全体を対象として、自然災害による収量減少や価格低下をはじめとする様々なリスクによる収入減少を補償

農業者ごとに基準収入（過去5年間の平均収入）の9割を下回った場合に、差額の9割を上限に補填することが基本

基準収入の8割以下の部分を保険方式（掛け捨て）、8割～9割の部分を積立方式（掛け捨てではない）で補てんし、保険料等の50%、積立金の75%を国庫補助

※補償の範囲を調整することで保険料等を安くすることが可能

【根拠法令】農業保険法（昭和22年法律第185号）

2 対象者

青色申告を行っている農業者

3 保険金等の支払方法

収入保険事業の実施主体であるNOSAI（のうさい）全国連が、加入者の納付した保険料及び積立金と、国から交付される保険料国庫負担金等を原資として加入者に支払い

4 保険金支払時期

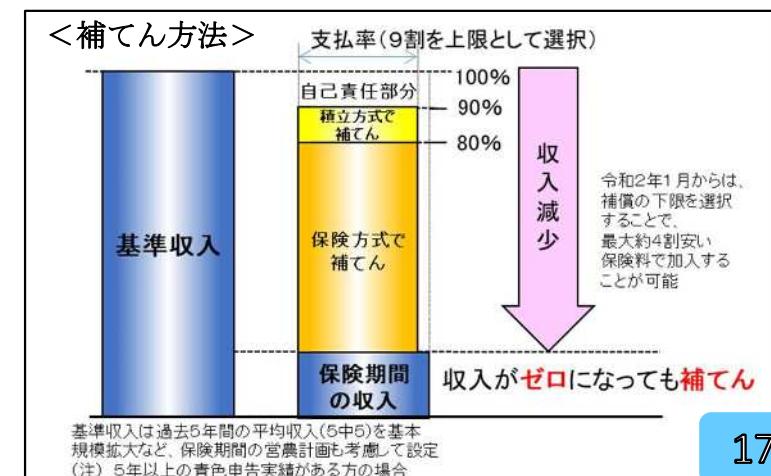
保険期間終了後の確定申告後（個人の場合は3～6月頃）

保険金の支払いまで、無利子のつなぎ融資を受けることが可能

5 具体的な活用イメージ

基準収入が1,000万円の農業者の場合、保険料7.8万円、積立金22.5万円、附加保険料（事務費）2.2万円の合計32.5万円を支出

収入が減少した場合、最大810万円まで補填することが基本



お問い合わせ先・相談窓口・説明会開催のご用命はこちらへ！

項目	担当部局	連絡先
農業共済	経営局保険監理官	03-3502-7380
収入保険	経営局保険課収入保険室	03-6744-2174
農林漁業セーフティネット資金、 農林漁業施設資金(災害復旧)	経営局金融調整課	03-6744-2165
	林野庁企画課	03-3502-8037
	水産庁水産経営課	03-6744-2347
強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)	経営局経営政策課担い手総合対策室	03-6744-2148
強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)	生産局総務課生産推進室	03-3502-5945
持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策) 追加防除・施肥、追加的種子・種苗確保、集出荷施設等の簡易な補修等	生産局総務課生産推進室	03-3502-5945
資材及び施工業者の確保	生産局技術普及課生産資材対策室	03-6744-2182
	生産局園芸作物課	03-3593-6496
農業用ハウスの補強関係	生産局園芸作物課	03-3593-6496
畜産経営災害総合対策緊急支援事業(ALIC事業)(酪農関係)	生産局畜産部牛乳乳製品課	03-3502-5988
畜産経営災害総合対策緊急支援事業(ALIC事業)(肉用牛関係)	生産局畜産部畜産企画課	03-3502-0874
畜産経営災害総合対策緊急支援事業(ALIC事業)(養豚、養鶏関係)	生産局畜産部畜産振興課	03-3591-3656
果樹産地再生支援対策関係	生産局園芸作物課	03-3502-5957
鳥獣被害防止総合対策交付金関係	農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課	03-3591-4958
森林整備事業関係	林野庁森林整備部整備課	03-3502-8065
治山事業関係	林野庁森林整備部治山課	03-6744-2308
林業・木材産業成長産業化促進対策	林野庁林政部経営課	03-3502-8055
漁業共済・漁船保険	水産庁漁業保険管理官	03-6744-2355
漁船、漁具のリース方式による導入	水産庁増殖推進部研究指導課	03-6744-2031
水産関係の共同利用施設の機能の向上を図るための新築・改築等	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課	03-6744-2391
説明会の開催	大臣官房地方課災害総合対策室	03-6744-0578

(参考資料)

大雪等により被災された農林漁業者の皆様へ

〔令和2年から3年までの冬期の大雪による農林水産関係被害への支援対策〕

令和3年2月
農林水産省

目 次 (1／2)

<ハウス再建・農業用機械の取得>

パイプハウスを再建したい	1
耐候性ハウス・ガラスハウスを再建したい	2
生産資材を購入したい	3
農業用機械等の取得に際し費用を低減したい	4
事前着工、査定前着工による早期営農再開に向けて	5
被災した農業用ハウス等の処理について	6
J Aの皆さん、市町村のご担当者にお願いしたこと	7
被災した農業用ハウス等を処理したい	8
農業用ハウスを補強したい	9
被災を機に耐候性ハウスやパイプハウスのリース導入を進めたい	10
農業用ハウスの施工業者が確保できない	11

<資金調達>

経営再建に必要な資金を調達したい	12
------------------	----

<収入保険・共済金>

被災した園芸施設に係る農業共済の対応等について	13
いつでも加入できます！万一に備える園芸施設共済	14
経営を守る強い味方！収入保険制度	15

目 次 (2／2)

<その他農業>

樹園地の営農再開に向け、被害果樹の修復や植替えを行いたい	16
酪農・畜産関係の支援を受けたい	17
農地や水路、林道等を復旧してほしい	19
鳥獣被害防止施設の復旧をしてほしい	20
農業次世代人材投資事業及び青年等就農資金の取扱いについて	21

<林業>

被災した森林の復旧や被害木の伐採をしてほしい	22
被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の 撤去・復旧・整備をしてほしい	23

<水産業>

漁港施設等の復旧をしてほしい	24
漁船、漁具等が被災してしまった	25
共同利用施設が被災してしまった	26

※ 本支援対策は、予算の範囲内で実施。

パイプハウスを再建したい

被災したパイプハウスの再建については、農業者のニーズに応じ以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災したハウスの撤去	農業用ハウスの再建等に伴う撤去を業者に発注する場合、 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ） の優先採択により支援	国：園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は1/10-3/10 県等：県と市町村による負担 農家：100%- (国の負担+県等の負担) ※ 人・農地プランの中心経営体等である者が対象	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148
	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要なパイプハウスの生産資材の購入(自力施工)と併せて被災ハウス資材を処分する場合、 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） により支援 ※解体費用は含まない	国：1/2以内 農家：100%- (国の負担)	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945
農業用ハウスの再建・修繕	農業用ハウスの再建・修繕等を業者に発注する場合、 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ） の優先採択により支援	国：園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は1/10-3/10 県等：県と市町村による負担 農家：100%- (国の負担+県等の負担) ※ 人・農地プランの中心経営体等である者が対象	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148
	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要な生産資材の購入等を行う場合（自力施工）、 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） により支援	国：1/2以内 農家：100%- (国の負担)	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945

耐候性ハウス・ガラスハウスを再建したい

被災した耐候性ハウスやガラスハウスの再建は、以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災したハウスの部材の撤去	<p>農業者等が部材やガラス片の撤去を行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)の優先採択により支援</p> <p>※ 被災したハウスの再建等と併せて行う場合に限る</p>	<p>国 : 園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は1/10-3/10 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%-(国の負担+県等の負担) ※ 人・農地プランの中心経営体等である者が対象</p>	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148
	<p>農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)により支援</p> <p>※ 被災したハウスの再建等と併せて行う場合に限る</p>	<p>国 : 1/2以内 県等 : 県と市町村による負担 農業者の組織する団体等 : 100%-(国の負担+県等の負担)</p>	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945
耐候性・ガラスハウスの再建	農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策) により支援	<p>国 : 1/2以内 県等 : 県と市町村による負担 農業者の組織する団体等 : 100%-(国の負担+県等の負担)</p>	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945

生産資材を購入したい

被災に伴う追加的に必要となった防除・施肥、種子・種苗・融雪剤等の確保、種苗の融通等については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 被災に伴う追加防除・施肥、追加的な種子・種苗・融雪剤等の確保、営農再開に必要な作業委託及び農業機械等レンタルに係る経費を助成
- (2) 作物残さ等の撤去に係る経費を助成
- (3) 被災した乾燥調製施設等における簡易な補修に係る経費を助成
- (4) 周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通するために必要な輸送等に要する経費を助成

2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
<ul style="list-style-type: none">(1) 追加防除・施肥、追加的な種子・種苗・融雪剤等の確保、営農再開に必要な作業委託及び農業機械等レンタルに係る経費助成(2) 作物残さ等の撤去に係る経費助成(3) 乾燥調製施設等の補修に係る経費助成(4) 種苗の融通に要する輸送等に係る経費助成	持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援対策)	<p>国※：定額、1/2 農家：事業費と補助額の差額、1/2</p> <p>※ (1) 1/2 (2) 1,500円/10a以内 (3) 1/2 (上限1千万円) (4) 輸送経費7,000円／t以内</p>	生産局 総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945

農業用機械等の取得に際し費用を低減したい

被災した農業用機械等の取得、修理等については、農業者のニーズに応じ以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 農業用機械等の再取得・修繕

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農業用機械等の再取得(中古農機を含む。)、修繕	トラクターなどの農業用機械等の再取得や修繕費用について、 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 （地域担い手育成支援タイプ）の優先採択により支援	国：3/10 県等：県と市町村による負担 農家：100%－（国の負担+県等の負担） ※ 人・農地プランの中心経営体等である者が対象	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148

2. 農業機械のリース

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農業機械等のリース導入	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な農業機械等のリース導入経費について、 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） により支援	国：本体価格の1/2 農家：100%－（国の負担）	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945

事前着工

○被害を受けた日以降の取組(着工)であれば、事業の計画承認等の手続き前でも事前着工が可能です。

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)
- ・持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)

【保存が必要な書類】

- ①施設の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書き物や写真
- ②作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

査定前着工

○施設を早急に復旧する必要がある場合、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる査定前着工が可能です。

事業名：災害復旧事業（農地・農業用用水路等、林道施設、漁港施設、共同利用施設）

【事前着工を行う際に保存が必要な書類】

- ①施設等の被災状況を事前に調査、撮影
- ②査定前工事の実施中の写真、契約書、工事費支払額等が確認できる証拠書類等

《査定前着工の事例（農地の復旧）》



早期復旧



《査定前着工の事例（水路の復旧）》



早期復旧



被災した農業用ハウス等の処理について

1. 事業概要

農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ハウス等の処理を支援。

2. 処理スキーム

(1) 集積所を経由する場合



【被災ハウスの解体から運搬まで業者発注(再建とセット)】

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ(優先採択)、被災産地施設支援対策)

【被災ハウス資材の収集から運搬まで業者発注】

- ・持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)

市町村が、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用し、被災ハウスの一体的収集(撤去を含む)、運搬及び処分

〔※補助対象事業について、市町村に対して国補助1/2、特別交付税を含めると90%の財政支援が可能〕

(2) 集積所を経由しない場合(ハウスの撤去を特に急ぐ必要がある等)



【被災ハウスの解体から処分まで業者発注(再建とセット)】

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ(優先採択)、被災産地施設支援対策)

【被災ハウス資材の収集から処分まで業者発注】

- ・持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)

J Aの皆さんにお願いしたいこと

- ① 市町村の環境部局、農業部局と相談し、集積場の設置場所、運営方法(受付日時等)を決めてください。また、その内容を被災農家に周知してください。
- ② 被災したハウスの集積場への運搬等に要する経費は、農林水産省の補助事業により支援します。発災以降に生じた経費であれば、補助事業の対象とします。
- ③ ハウスの解体・収集には、多くの人手が必要となります。不足することにならないよう、被災農家を含む各生産部会の有志等をリスト化・グループ化し、被災農家の作業支援体制を整えてください。また、発注先の業者に人手不足が生じる場合には、無料職業紹介等を通じて人員確保に協力してください。

市町村のご担当者にお願いしたいこと

被災した農業用ハウス等の資材の廃棄については、農林水産省と環境省が連携し、撤去に関するスキームを構築しました。

つきましては、環境部局、農業部局で相談いただき、廃棄する資材等の集積所の設置等に関する現場からの相談・依頼へ対応願います。

被災した農業用ハウス等を処理したい

被災した農業用ハウス等の処理については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農業用ハウス、農作物等の処理	被災した農業用ハウス、農作物等が長期間放置され新たな災害等により周辺環境へ支障を及ぼすおそれがあるなど、生活環境保全の観点から支障があると認められる場合であって、市町村が一体的に収集(撤去を含む)、運搬及び処分を行う場合、災害廃棄物処理事業により市町村の処理費用を支援	国 :50% 特別交付税:40% 市町村 :10% 農家 :0	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 TEL:03-5521-8337

農業用ハウスを補強したい

被災した農業用ハウスの補強は、以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災を機とした農業用ハウスの補強	<p>再建・修繕等と併せて業者に発注して補強を行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の優先採択により支援</p> <p>※ 被災したハウスの再建等と併せて行う場合</p> <hr/> <p>自力施工により、被災したハウスの補強を行う場合、持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）により、必要な生産資材の購入費用を支援</p>	<p>国 : 3/10 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100% - (国の負担 + 県等の負担)</p> <p>※ 人・農地プランの中心経営体等である者が対象</p> <p>国 : 1/2 農家 : 1/2</p>	<p>経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148</p> <p>生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945</p>

(参考) 被災の有無によらず農業用ハウスの補強を行う場合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
農業用ハウスの補強、融雪装置の導入	県が定める計画に基づき、複数農業者が共同の事業継続計画を策定し、非常時の協力体制の構築等に取り組む場合、園芸産地における事業継続強化対策により、農業用ハウスの補強に必要なパイプ等の資材や融雪装置の費用、業者が施工する場合の経費等を支援。	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100% - (国の負担 + 県等の負担)	生産局 園芸作物課 TEL : 03-3593-6496

被災を機に耐候性ハウスやパイプハウスのリース導入を進めたい

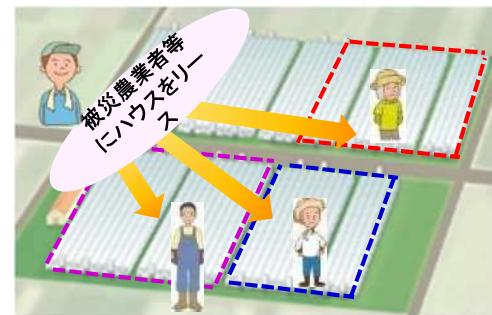
大雪での被災や高齢化等により離農した者の農地を活用して、JAやJA出資法人が主体となって耐候性ハウスを整備することで、農業者の初期投資を軽減することが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
耐候性ハウスへの転換	農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策) により支援	国 : 1/2以内 県等 : 県と市町村による負担 農業者の組織する団体等(事業実施主体) : 100% - (国の負担 + 県等の負担)	生産局 総務課生産推進室 (03-3502-5945)
パイプハウスの再建	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要な生産資材の購入等を行う場合(自力施工)、 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策) により実施	国 : 1/2以内 農家 : 100% - (国の負担)	生産局 総務課生産推進室 (03-3502-5945)

ハウス団地(共同利用)を整備



農業者等にハウスをリース



※農業者自身が整備した場合、農業者の初年度負担は事業費の1/2となります。

JAまたはJA出資法人が整備し、農業者が賃借した場合、リース期間中、農業者が分割して料金を払うため、農業者の初年度負担を大幅に軽減することができます。

低コスト耐候性ハウスとは

- 骨組みに鉄骨や角パイプを用いたハウス(基礎あり)
- 接合部分等の改良により、従来の鉄骨ハウスよりコストを抑え、耐候性を向上(耐雪重50kg/m²)
- 整備費用 1,100 ~ 1,500万円／10a



※令和元年の台風第15号では、
パイプハウスは被害を受けたが、
低コスト耐候性ハウスに被害はなかった。

農業用ハウスの施工業者が確保できない

資材メーカー、ハウスメーカーへの協力要請及び各都道府県のハウス施工業者の営業所等を紹介しています。また、農業者自らが施工を行えるよう、自力施工の手順や留意点を記載したマニュアルを紹介しています。

○ 資材メーカー等への協力要請、施工業者等の紹介

農林水産省は、早期の営農再開に向けて、1月14日に資材メーカー、ハウスメーカー等関係者に対し、資材の円滑な供給と早期の着工等の協力依頼をしています。

各都道府県のハウス施工業者の営業所等は、農林水産省のホームページで紹介しています。地域の店舗に注文が集中し、資材の確保や施工に長時間を要することが見込まれる場合は、近隣都道府県の店舗への発注についてもご検討ください。

また、早期復旧を図るために行政、農業者団体、ハウスメーカー等の関係者が被害状況や復旧の進捗状況等を共有することが有効であり、各県において、そのための連絡会議などを設置することもご検討いただくようお願いしているところです。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryoutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html>

(農林水産省HP「施設園芸の台風、大雪被害防止と早期復旧対策」2(イ)ハウス施工業者リストを参照)



○ 自力施工

注文から施工まで期間を要する場合は、生産者自らが施工を行うこと（自力施工）も有効です。

自力施工にあたっては、全農が簡易なパイプハウスの建て方をまとめた「パイプハウス建て方マニュアル」を作成し、関連の動画資料とともに全農ホームページで掲載中です。自力施工のご参考に、どうぞご利用下さい。

http://www.agri.zennoh.or.jp/N_index.aspx



また、生産者部会等で被災農業者による施工体制を整備し、他の被災農業者のハウスの施工を共同で請け負う、施工業者の工事に作業者として参画する等の取組も有効です。

経営再建に必要な資金を調達したい

被災農林漁業者の経営再建に必要な資金については、以下の融資を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 被災農林漁業者の経営再建に必要な資金を長期・低利で融資
- (2) 新規・既往融資について、円滑な融通や償還猶予等の措置が適切に講ぜられるよう関係金融機関に要請

2. 主な災害関係資金の概要

資金名	資金使途	限度額	償還期限 (据置期間)	担当及び問合せ先
農林漁業 セーフティネット資金	災害等を受けた農林漁業者 の経営の安定を図る のに必要な資金	600万円又は 年間経営費等の6／12	10年 (3年)	(農業関係) 経営局金融調整課 TEL : 03-3501-3726
農林漁業施設資金 (災害復旧)	農業用施設・農機具・漁船等の復旧、果樹の改植・補植、農業協同組合等が所有する共同利用施設の復旧	負担額の80%又は1施設当たり300万円 (漁船(20トン未満) 1,000万円等)	15～25年 (3～10年)	(林業関係) 林野庁企画課 TEL : 03-3502-8037 (水産関係) 水産庁水産経営課 TEL : 03-6744-2347

被災した園芸施設に係る農業共済の対応等について

農業共済における共済金の早期支払等を実施。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
共済金の早期支払	農業共済の加入者に対し、共済金を早期に支払う。		
園芸施設の損害に対する共済金の支払	園芸施設共済の加入者に対し、園芸施設の被害の程度に応じて共済金を支払う。	加入時に 国：共済掛金の原則50% 農業者：共済掛金の原則50%	経営局 保険監理官 TEL：03-3502-7380
	撤去費用を補償対象に追加している園芸施設共済の加入者に対し、撤去費用の共済金を支払う。		
収入保険の加入者に対するつなぎ融資	収入保険の補てん金の支払は保険期間終了後になるが、自然災害により補てん金の受取りが見込まれる場合、保険期間中に全国農業共済組合連合会が無利子のつなぎ融資を実施。 これにより、農業者が営農再開に向けた運転資金等を得られる。	加入時に 国：保険料の50% 農業者：保険料の50% 国：積立金の75% 農業者：積立金の25%	経営局 保険課 TEL：03-6744-2174

いつでも加入できます！万一に備える園芸施設共済

- ◎補償対象:ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等(※暖房器具、栽培棚などの附帯施設や撤去費用も補償の対象に追加可能)
- ◎補償対象とする事故:風水害、雪害などの自然災害(地震及び噴火を含む)の他、火災、航空機の墜落、車両の衝突なども幅広く補償
- ◎補償額:築年数に応じて補償額(新築時の資産価値の8~4割)を設定(※どんなに古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償)

特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償することが可能【令和2年9月から】

特約① 復旧費用特約(被覆材は補償対象外):復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約② 付保割合追加特約:新築時の資産価値の最大2割を補償

- ◎補償期間:1年間

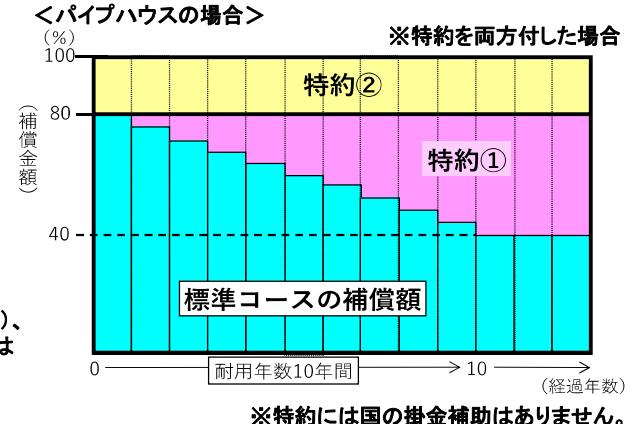
- ◎掛金:掛金の半分は国が負担(標準コース)

無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引き(最大5割引)

(パイプハウス(10a、4年経過)の掛金例)

標準コース	
掛金 26,500円	全損した場合の共済金 221万円

※試算の前提:パイプハウス(19mm)、4年経過(被覆材は毎年張替)、10a、新築時の資産価値312万円、現在価値276万円、掛金率は全国平均、国が補助した後の農業者の掛金



【掛金の割引】

- 小さな被害を補償範囲から外すことにより、掛金が大幅割引きになります。

小さな被害を補償範囲から外すコース	
損害額が10万円を超える場合に補償 掛金 14,800円 (44%割引)	
損害額が20万円を超える場合に補償 掛金 8,200円 (69%割引)	
損害額が50万円を超える場合に補償 掛金 2,900円 (89%割引)	
損害額が100万円を超える場合に補償 掛金 1,000円 (96%割引)	
全損した場合の 共済金 221万円	
標準コースと 変わらない	

※試算の前提是標準コースと同じ。割引率は標準コースからの割引率。

- 集団加入割引

生産部会等の集団で加入すると、掛金を5%割り引きます。

- 太いパイプハウスの割引

太いパイプ(31.8mm以上)ハウスにすると、掛金が15%安くなります。

- 耐用年数を大幅に超過した施設の除外

全棟加入が原則ですが、耐用年数を大幅に超過した施設(耐用年数の2.5倍)を補償範囲から外すことにより掛金を安くすることも可能です。

1 制度の概要

個別の品目ごとではなく、農業者の収入全体を対象として、自然災害による収量減少や価格低下をはじめとする様々なリスクによる収入減少を補償

農業者ごとに基準収入（過去5年間の平均収入）の9割を下回った場合に、差額の9割を上限に補填することが基本

基準収入の8割以下の部分を保険方式（掛け捨て）、8割～9割の部分を積立方式（掛け捨てではない）で補てんし、保険料等の50%、積立金の75%を国庫補助

※補償の範囲を調整することで保険料等を安くすることが可能

【根拠法令】農業保険法（昭和22年法律第185号）

2 対象者

青色申告を行っている農業者

3 保険金等の支払方法

収入保険事業の実施主体であるNOSAI（のうさい）全国連が、加入者の納付した保険料及び積立金と、国から交付される保険料国庫負担金等を原資として加入者に支払い

4 保険金支払時期

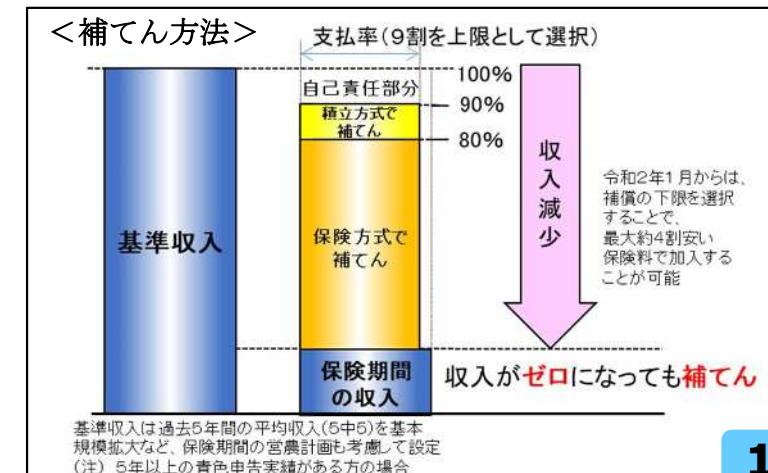
保険期間終了後の確定申告後（個人の場合は3～6月頃）

保険金の支払いまで、無利子のつなぎ融資を受けることが可能

5 具体的な活用イメージ

基準収入が1,000万円の農業者の場合、保険料7.8万円、積立金22.5万円、付加保険料（事務費）2.2万円の合計32.5万円を支出

収入が減少した場合、最大810万円まで補填することが基本



樹園地の営農再開に向け、被害果樹の修復や植替えを行いたい

被災した樹園地の営農再開については、以下による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 融雪剤や樹体の修復用資材等の購入に必要な経費を助成
- (2) 果樹棚の再建に必要な経費を助成
- (3) 被害を受けた果樹の植替えや、これにより生じる未収益期間に必要な経費を助成
- (4) 被害果実の利用促進に必要な経費を助成

2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
(1)融雪剤や樹体の修復用資材等の購入に必要な経費の助成		国：定額、1/2 農家：事業費と補助額の差額 100% – (国の負担 + 県等の負担) (1)営農再開に必要な融雪剤や樹体の修復用資材等の購入費：1/2以内 (2)果樹棚の撤去費及び再建に必要な資材の購入費：1/2以内 (3)被害果樹の植替えや未収益期間に必要な経費 ① 植替えに必要な被災樹体の撤去費・苗木代等 <ul style="list-style-type: none">・ りんご、ぶどう、とうもろこし、なし、もも等：17万円/10a・ みかん等のかんきつ類：23万円/10a・ りんごの超高密植栽培：73万円/10a・ りんごの新わい化栽培：53万円/10a・ ぶどう、なし、もも等の根域制限栽培：100万円/10a・ みかん等のかんきつ類の根域制限栽培：111万円/10a・ なし等のジョイント栽培：33万円/10a ② 未収益期間に必要な肥料代・農薬代等 22万円/10a (=5.5万円/10a × 4年分) を一括交付 (4)被害果実の利用促進に必要な経費 ① 被害果実の一時貯蔵等に要する経費：1/2以内 ② 被害果実等の消費拡大PRに要する経費：1/2以内	
(2)果樹棚の再建に必要な経費の助成	持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策・果樹産地再生支援対策)		生産局 園芸作物課 TEL:03-3502-5957
(3)被害果樹の植替えや未収益期間に必要な経費の助成			
(4)被害果実の利用促進に必要な経費の助成			

酪農・畜産関係の支援を受けたい（1／2）

酪農・畜産に係る被害については、以下による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	対象農家※1	支援の内容※2	担当及び問合せ先
畜舎・機械の再建 ・修繕等	①畜舎・付帯施設・機械の簡易な修理、簡易畜舎の整備、土砂・がれき等の撤去等の支援※3が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉 豚・鶏	国：1/2以内 農家：100%－（国の負担）	①、③、④について (酪農関係) 生産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988
	②被災した畜舎・畜産物処理加工施設・農業用機械等の再建・修繕に対する支援が可能 【強い農業・担い手づくり総合支援交付金】 (ア：地域担い手育成支援タイプ（優先採択）) (イ：被災産地施設支援対策)	乳・肉 豚・鶏	ア 国：3/10※4 県等：県と市町村による負担 農家：国、県等の支援額を除いた分を負担 イ 国：1/2※5 県等： 県と市町村による負担 農家等： 100%－（国の負担+県等の負担）	(肉用牛関係) 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874 (養豚関係) 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656 (養鶏関係) 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656
乳房炎の治療・予防管理等	③乳房炎の治療・予防用資材、搾乳機器点検、予防のための取組等に対する支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳	国：1/2以内等 農家：100%－（国の負担）	②について ア：経営局経営政策課 TEL：03-6744-2148 イ：生産局総務課 TEL：03-3502-5945
家畜の避難・預託	④被災家畜の避難・預託※6の支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉 豚・鶏	国：1/2以内等 農家：100%－（家の負担）	

※1：対象農家の欄における各表記は次のとおり。 乳：酪農家等、肉：肉用牛農家等、豚：養豚農家等、鶏：家きん農家等

※2：農家等の負担割合は県等の支援により軽減される場合がある。

※3：畜舎・付帯施設・機械の簡易な修理（家きんについては鳥インフルエンザ対応）、土砂・がれき等の撤去については家きん農家等も対象

※4：人・農地プランの中心経営体等である者が対象。

※5：農業者の組織する団体等（5名以上）が対象。

※6：家きんの避難・預託については鳥インフルエンザ対応

酪農・畜産関係の支援を受けたい（2／2）

酪農・畜産に係る被害については、以下による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	対象農家※ ¹	支援の内容※ ²	担当及び問合せ先
家畜導入	⑤被災（停電を含む）により、死亡・廃用した乳用牛、肉用牛繁殖雌牛、繁殖用豚の導入の支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉・豚	国：1/2以内 上限：妊娠牛275千円/頭 繁殖雌牛175千円/頭 繁殖用豚（純粋種）100千円/頭 繁殖用豚（交雑種）40千円/頭 農家：100%-（国の負担）	⑤、⑦について (酪農関係) 生産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988 (肉用牛関係) 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874
	⑥牛・豚（肥育畜を含む）、鶏の導入について、農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金、スーパーL資金等の活用が可能	乳・肉 豚・鶏	—	(養豚関係) 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656
停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等	⑦停電時の電力確保に要した発電機の借上げ、今後の災害等に備えた非常用電源の整備、貯乳施設（クーラーステーション）への非常用電源の整備に対する支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉 豚・鶏	国：1/2以内 農家：100%-（国の負担）	(養鶏関係) 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656 ⑥について 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726
経営安定対策の特例措置	⑧肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）、⑨肉豚経営安定交付金（豚マルキン）における生産者負担金の納付猶予等を実施	肉・豚	—	⑧、⑨について 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874
負債整理資金の緊急融通	⑩負債の償還に支障が生じた場合、当面の間、毎月末日を貸付日として緊急的に融通することが可能 【畜産特別支援資金融通事業】	乳・肉・豚	—	⑩について 生産局畜産企画課 TEL：03-3501-1083

※1：対象農家の欄における各表記は次のとおり。 乳：酪農家等、肉：肉用牛農家等、豚：養豚農家等、鶏：家きん農家等

※2：農家等の負担割合は県等の支援により軽減される場合がある。

農地や水路、林道等を復旧してほしい

被災した農地や水路、農協、森林組合、漁協等が所有する農林水産物倉庫等、林道を復旧する場合、以下の災害復旧事業等による支援を受けることが可能です。

対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
農地や水路	工事費40万円/箇所以上であれば、 災害復旧事業（農地・農業用用排水路等） による支援 (事業実施主体：地方公共団体、JA、土地改良区等)	国：補助率、83%～93% (過去5箇年の実績) 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担)	農振興局 整備部防災課 TEL:03-6744-2211
農林水産物倉庫等	工事費40万円/箇所以上であれば、 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 による支援	国：補助率、20% 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担)	大臣官房地方課 災害総合対策室 TEL:03-6744-2142
林道	工事費40万円/箇所以上であれば、 林道施設災害復旧事業 による支援	国：補助率、82%～92% (過去5箇年の実績) 施設管理者（県、市町村、森林組合等） ：100%-国の負担	林野庁整備課 TEL:03-6744-2304

鳥獣被害防止施設の復旧をしてほしい

鳥獣被害防止施設の再整備をする場合、以下の事業による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

被災した鳥獣被害防止施設の再整備を支援。（鳥獣被害防止総合対策交付金）

2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
鳥獣被害防止施設の再整備	地域協議会や民間団体等が行う被災した鳥獣被害防止施設の再整備を、 鳥獣被害防止総合対策交付金 により支援	国：定額※、1／2等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担) ※自力施工の場合、資材費のみ定額支援	農村振興局農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 TEL：03-3591-4958

農業次世代人材投資事業及び青年等就農資金の取扱いについて

被災により農作業を行えない場合等における、農業次世代人材投資事業の取扱いは以下のとおり（これから支援を受ける方も同様の取扱いになります）です。

青年等就農資金について、円滑な融通や償還猶予等の措置が適切に講ぜられるよう関係金融機関に要請しております。

1. 支援の内容

- (1) 農業次世代人材投資事業の支援を受けている方もしくはこれから受けようとする方への支援
(農業次世代人材投資事業)
- (2) 青年等就農資金について、円滑な融通や償還猶予等の措置が適切に講ぜられるよう関係金融機関に要請

2. 対策内容の概要

事業	取扱いの内容	担当及び問合せ先
農業次世代人材投資事業	研修実施日数又は農業生産等への従事日数の考え方 交付要件の研修実施日数（概ね年間1200時間以上）又は農業生産等の従事日数（年間150日かつ年間1200時間以上）に復旧作業日数※の計上が可能 ※被災した農業施設等の片付け及び再建作業、用水路等の生産基盤の整備に係る工事作業、農地や農業機械・施設等を確保するための情報収集・売買交渉等	経営局 就農・女性課 TEL : 03-3502-6469
	研修又は農業経営を休止する場合 被災により研修又は農業経営を休止する場合、休止届の提出により、当該休止期間に相当する期間（最長1年間）、交付期間の延長が可能 ※（経営開始型）被災による休止期間中に得られた所得は、交付金額を算出する際の前年の総所得から除く。	
青年等就農資金		融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予について関係金融機関に要請

被災した森林の復旧や被害木の伐採をしてほしい

被災した森林の早期復旧や治山施設の設置等の実施を支援するとともに、森林保険における保険金の早期支払等を実施。

1. 支援の内容

- (1) 雪崩被害地等の復旧・整備（治山事業）
- (2) 被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧（森林整備事業）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
雪崩被害地等の復旧・整備	治山事業により、山地の雪崩等による災害を防止するための雪崩防止柵の設置等を支援。 (事業実施主体：国、都道府県)	国 : 10/10、2/3 県 : 1/2等 〔※災害復旧等事業の場合 国 : 2/3等 県 : 1/3等〕	林野庁 治山課 TEL : 03-6744-2308
被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧	森林整備事業により、被害森林における被害木等の伐採・搬出、伐採跡地での造林、森林作業道の開設及び改良・復旧等を支援。 (事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等)	国 : 1/2 県 等 : 県と市町村による負担 所有者等 : 100% - (国の負担 + 県等の負担)	林野庁整備課 造林間伐対策室 TEL : 03-3502-8065
保険金の早期支払	森林保険の加入者に対し、保険金を早期に支払う。		
継続契約の締結手続き期限を猶予	令和2年12月16日からの大雪及び令和3年1月7日からの大雪により災害救助法が適用された市区町村において、保険契約者が保険期間満了の30日前までに継続による契約の申込みができなかった場合であっても、令和3年2月28日までに申出があった場合は、同日まで継続による契約の締結手続きを猶予する。	—	林野庁計画課 森林保険企画班 TEL: 03-6744-2246

被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備をしてほしい

木材加工流通施設や特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設が被災した場合、再建に必要な機械施設の復旧・整備を支援。また、被災施設の撤去等の費用も支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設の復旧・整備（林業・木材産業成長産業化促進対策）
- (2) 上記に付随する被災施設の撤去（林業・木材産業成長産業化促進対策）

2. 対策事業と林業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設等の復旧・整備	林業・木材産業成長産業化促進対策により、被災した木材加工流通施設や特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設の撤去・復旧・整備及びのこ・コンテナ苗生産資材の導入を支援。	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 林業者 : 100%-(国の負担+県等の負担) ・木材加工流通施設は、1事業費、おおむね500万円以上であれば支援が可能。 ・特用林産振興施設・コンテナ苗生産基盤施設は、1事業費、おおむね100万円以上であれば支援が可能。 (生産資材の導入は事業費の下限なし)	(木材加工流通施設) 林野庁木材産業課 TEL : 03-6744-2290
被災施設の撤去			(特用林産振興施設) 林野庁経営課 TEL : 03-3502-8059

漁港施設等の復旧をしてほしい

漁港施設等が被災した場合の復旧に対して支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 漁港施設等の災害復旧（漁港施設災害復旧事業）
- (2) 漁港施設等の再度災害防止（漁港施設災害関連事業）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
漁港施設等の災害復旧	漁港施設災害復旧事業により、漁港施設等の復旧を支援。	国 : 2/3等 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638
漁港施設等の再度災害防止	漁港施設災害関連事業により、漁港施設災害復旧事業として採択された箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止し構造物の強化等を支援。	国 : 1/2等 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638

漁船、漁具等が被災してしまった

漁船保険に加入している方は、保険金の早期支払を受けることが可能です。また、必要な漁船、漁具等についてリース方式による導入に必要な経費の支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 漁船保険の加入者に対し、保険金を早期に支払う。
- (2) 必要な漁船、漁具等についてリースの導入（水産業成長産業化沿岸地域創出事業）

2. 対策事業と漁業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
保険金の早期支払	漁船保険の加入者に対し、保険金の早期支払を実施	—	水産庁 漁業保険管理官 TEL : 03-6744-2355
漁船、漁具等のリース	被災を機に収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に必要な漁船、漁具等のリース方式による導入について水産業成長産業化沿岸地域創出事業により支援	国 : リース事業者に対し漁船・漁具等の取得費の1/2以内 上限額 : 漁船2.5億円、漁具等1.5億円等 下限額 : 150万円 漁業者 : 補助残分をリース料で支払	水産庁 研究指導課 TEL : 03-6744-2031

共同利用施設が被災してしまった

被災した共同利用施設（荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設、種苗生産施設等）の機能の向上を図るための新築、改築等に対して支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設、種苗生産施設等共同利用施設の機能の向上を図るための新築・改築等（浜の活力再生・成長促進交付金）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
共同利用施設の機能の向上を図るための新築・改築等	浜の活力再生・成長促進交付金により、共同利用施設の機能の向上を図るための新築・改築等を支援	国：1/2、4/10、1/3等 県等：県と市町村による負担 漁協等：100%-(国の負担+県等の負担)	水産庁 防災漁村課 TEL：03-6744-2391